

**《千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）》
令和元年度施策 評価シート**

評価コード 12

施策の方向	生活の安定に向けた支援の推進		
担当課	児童家庭課・女性サポートセンター・男女共同参画センター・健康福祉センター		

1 事業の概要

基本目標	Ⅲ	施策の方向	5	施策の内容	DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援	
当初予算額(千円)			0	決算額(千円)	0	
事業の概要・目的		71福祉制度等の活用（児童家庭課・女性サポートセンター等） DV被害者に対し、住民基本台帳の閲覧制限の制度や生活保護など、福祉制度の情報提供を行う。また、市町村に対し、これらの各種手続きがスムーズに行われるよう働きかけ、連携した支援を行う。 72住民基本台帳の閲覧制限（児童家庭課） DV被害者からの申し出に基づき、加害者等からの請求による住民票や戸籍の写しの交付や閲覧を制限するなど、被害者の安全確保のための情報保護について、市町村へ周知徹底を図る。 73健康保険の加入（児童家庭課） 健康保険の被扶養者であったDV被害者が、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度についての情報提供や被害者の安全確保などについて、市町村へ周知徹底を図るとともに関係機関との連携を強化する。				
数値目標など						
指標名等	-					
目標	-	実績	-			

2 事業実績・評価等

(1) 施策の実施結果

71配偶者暴力相談支援センターの相談及び一時保護事業においては、被害者の意向に基づき、生活保護や児童扶養手当などの被害者に必要な福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、必要に応じ市町村に働きかけや助言を行うなど連携して支援にあたった。
72・73市町村や配偶者暴力相談支援センターに対して、被害者等の安全の確保及び秘密の保持のための各種行政事務の適正な執行について、各種会議での周知や文書通知などを行った。

(2) 評価（別紙視点参照）

71配偶者暴力相談支援センターの相談及び一時保護において、各種制度についての情報提供を行い、被害者の個々の状況に応じて市町村と連携して支援が行われた。
72・73各種会議での周知や文書通知などを行い、被害者の安全確保及び個人情報保護が徹底されるよう図った。

3 課題及び改善すべき点はあるか、ある場合、今後どのように対応していくのか。

<課題・改善すべき点>
71・72・73マイナンバー制度などの行政サービスの進展により、市町村などの行政機関において個人情報の取扱部局が増加していることから、行政機関内で被害者の安全確保及び個人情報保護を連携して実施する必要がある。
<今後の方針>
71引き続き、各種福祉制度についての情報提供を行い、各種手続きがスムーズに行われるよう市町村への働きかけに努める。